

# 船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準

令和5年2月15日制定

内閣府

国土交通省

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第31条第4項の規定に基づき、船舶の部品に係る安定供給確保支援法人である一般財団法人日本船舶技術研究協会（法人番号：5010405010514）が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準として、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（以下「実施基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

なお、この実施基準における用語は、法及び関係政省令並びに船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日国土交通省公表。以下「安定供給確保取組方針」という。）において使用する用語の例による。

## 1. 目的・概要

四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国において、貿易量の99.5%を担う海上輸送は、国民生活・経済活動に不可欠な極めて重要なインフラである。

海上輸送に用いるために国内で建造される船舶を構成する部品（以下「舶用機器」という。）の約9割は国内で調達されており、船舶及び舶用機器の建造・製造を担う造船・舶用工業は、我が国にとって不可欠な産業である。

世界の海上荷動量が拡大傾向（毎年平均約4%の伸び率）である上、近年、海運分野のカーボンニュートラル化（以下「CN化」という。）の加速、船舶の省人化・自動化の進展等の世界的な潮流を受け、船舶・舶用機器についても、需要の増加に加えて求められる性能の高度化が進んでいる。

船舶は我が国と中国・韓国で世界需要の9割以上を建造しており、世界単一の船舶市場において、我が国は、特に2000年以降これらの国との熾烈な受注競争を繰り広げていることから、舶用機器を製造する舶用工業も造船業の熾烈な受注競争の影響を受けている。

海上輸送等に欠かせない船舶の確保のためには、舶用機器の確保が不可欠となる。中でも船舶用機関、航海用具、推進器（以下「船舶の部品」という。）は、船舶の航行やその安全性確保に欠かせない重要な舶用機器であるが、その製造体制に喫緊の課題があり、供給途絶につながるリスクが顕在化しており、万一これらの船舶の部品の供給が途絶した場合には、船舶の供給を他国に依存せざるを得なくなる事態も想定されるが、その場合、我が国に対して安定的な供給がなされないおそれがあり、我が国の船舶建造ひいては安定的な海上輸送が損なわれること

となる。

このため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第11号により特定重要物資として指定された船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）のサプライチェーンを強靱化するため、一般財団法人日本船舶技術研究協会（以下「指定法人」という。）を、法第31条第1項に基づき船舶の部品等に係る安定供給確保支援法人として指定し、当該指定法人は船舶の部品等の安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付その他の安定供給確保支援業務を行うものとする。

本実施基準は、安定供給確保支援業務の内容及び実施体制等、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するに当たって従うべき基準を定めるものであり、指定法人は、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、安定供給確保取組方針及び本実施基準に従って、安定供給確保支援業務を実施するものとする。

## 2. 安定供給確保支援業務の内容に関する事項

指定法人は、次に掲げる業務を実施するものとする。

### （1）認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

#### ① 支援対象とする特定重要物資等

指定法人は、船舶の部品等のうち、安定供給確保取組方針第2章第2節で定める品目を対象に支援を行うものとする。

#### ② 支援対象とする取組

指定法人は、上記①の特定重要物資等の安定供給確保に特に必要と認められ、安定供給確保取組方針第2章第2節で定める取組であって、法第9条第1項により国土交通大臣の認定を受けた供給確保計画に記載された取組を対象に支援を行うものとする。

### （2）船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

指定法人は、船舶の部品等の国内や海外の需給動向その他の安定供給確保に

関する情報の収集を行うとともに、内閣府・国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第8号。以下「支援法人命令」という。）第5条第2項に基づき、広く発信を図るものとする。

### （3）船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

指定法人は、支援法人命令第5条第3項に基づき、会員以外の者を含め、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずるものとする。

## 3. 安定供給確保支援業務の実施体制に関する事項

安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するためには、以下の①から④が確保される必要がある。

- ① 安定供給確保支援業務を実施する専任の部署を指定法人に設置すること。
- ② 認定供給確保事業者への助成金の交付等を適正かつ確実に実施するため、上記①の部署に統括責任者を配置すること。
- ③ 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼさないよう、安定供給確保支援業務の実施に必要な人員を確保すること。
- ④ 安定供給確保支援業務を行うに当たっては、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれる情報を取り扱い得ることに留意しつつ、法第33条第5項の規定に基づく安定供給確保支援業務規程（以下「業務規程」という。）の公表、第35条第2項の事業計画書及び収支予算書の公表並びに同条第3項の事業報告書及び収支決算書の公表を実施し、必要な情報を公開することにより、その運用の透明性を確保すること。

上記を踏まえ、指定法人は、支援法人命令第9条第1項第1号次の（ア）から（ウ）に掲げる事項を業務規程に定めるものとする。

- （ア） 安定供給確保支援業務を実施する専任部署の設置、業務の実施に必要な人員に関する事項
- （イ） 上記アの部署に配置する責任者や、安定供給確保支援業務に係る意思決定に関する事項
- （ウ） 法第33条第5項の業務規程の公表、第35条第2項の事業計画書及び収支予算書の公表並びに第35条第3項の事業報告書及び収支決算書

## の公表に関する事項

### 4. 安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

指定法人は、次の（１）～（４）に掲げる事項に基づき、安定供給確保支援業務を実施すること。

#### （１）経理の区分に関する事項

法第３６条及び第３８条並びに支援法人命令第１２条及び第１３条に基づき、安定供給確保支援業務に係る経理について、他の業務と経理を明確に区分して整理するとともに、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくこと。

#### （２）助成金の交付に関する事項

指定法人は、２（１）で掲げる助成金の交付に当たっては、認定供給確保事業者を対象に、船舶の部品等の安定供給確保の観点で効果的と認められるものに対して行うものとし、次の①～⑥に掲げる事項に従い、実施するものとする。

##### ① 助成対象事業の交付の要件及び選定の基準に関する事項（法第３３条第２項第３号イ及び支援法人命令第９条第１項第１号関係）

助成対象事業の交付の要件及び選定の基準として、安定供給確保取組方針第３章「船舶の部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限」に基づき、次に掲げる事項について、確認の上で交付を決定する旨を業務規程に定めるものとする。

ア 安定供給確保の目標への寄与

イ 供給安定性

ウ 取組ごとに行うべき期間又は期限

エ 実施体制

オ 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

##### ② 助成金の交付申請書に記載すべき事項（法第３３条第２項第３号ロ関係）

助成金の交付申請書に記載すべき事項として、次に掲げる事項について業務規程に定めるものとする。

ア 助成金の交付を受けて行おうとする認定供給確保事業の内容

イ 前号の事業に必要な資金の額及びその配分

ウ 交付を受けようとする助成金の額及びその配分

##### ③ 助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項（法第３３条第２項第３号ハ関係）

助成金の交付の決定に際し付すべき条件として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱等の規定を遵守すべきこと、及び次に掲げる事項について業務規程に定めるものとする。

ア 助成金の交付の決定を受けた認定供給確保事業の内容又は助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合の手続きに関する事項

イ 助成金の交付の決定を受けた事業によって取得し、又は効用を増加させた財産の処分の制限に関する事項

ウ 助成金の交付の決定を受けた事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合の手続きに関する事項

エ 助成金の交付の決定を受けた事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合の手続きに関する事項

オ 認定供給確保事業の実施に当たっては、安定供給確保取組方針第6章第2節及び第3節に掲げる事項への留意に関する事項

カ その他必要な事項

④ 助成金の交付の方法（支援法人命令第9条第1項第2号関係）

助成金の交付の方法として、認定供給確保事業者から認定供給確保事業を行うために必要な資金を対象経費とした助成金交付申請を受け、指定法人が交付の決定を行う方法とすることを業務規程に定めるものとする。

⑤ 助成金の交付の期間（支援法人命令第9条第1項第4号関係）

助成金の交付の期間については、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金に関して国の予算書で承認された期間の範囲内で、認定供給確保計画に記載された実施期間を踏まえ、交付決定の際に、適切に定めることを業務規程に定めるものとする。

⑥ 助成金の交付の取消し及び返還（支援法人命令第9条第1項第5号関係）

ア 交付の取消し

助成事業者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることを業務規程に定めるものとする。

- ・ 国土交通大臣が認定供給確保計画の変更を指示又は認定を取り消した場合
- ・ 助成金を他の用途へ使用し、交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したものと認められる場合
- ・ 助成金に関し不正、怠慢、その不適当な行為をした場合
- ・ その他業務規程において別途定交付決定の取消しに関する事項を定めた

場合、当該事項に掲げる要件に該当する場合

#### イ 助成金の返還等

次に掲げる事項について、業務規程に定めるものとする。

- ・ 助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を請求すること。
- ・ 加算金の算定方法その他の助成金の返還等に関し必要な事項。

### (3) 情報の収集に関する事項

指定法人は、2(2)で掲げる情報の収集に当たっては、安定供給確保支援業務以外の業務において得た船舶関係の情報から必要な情報を抽出・整理・調製等する方法その他の自ら実施する方法により行うものとし、収集した情報を公表する場合には、適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他の広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

また、当該業務で得た情報の管理及び保持の方法については、業務規程に定めるものとする。(支援法人命令第9条第3項第3号関係)

### (4) 照会及び相談に関する事項

指定法人は、2(3)で掲げる照会及び相談に応ずる業務に当たっては、指定法人のホームページへの掲載その他の方法により、その連絡先を明らかにするものとする。

また、相談窓口の設置については、部署を業務規程に定めるものとする。(支援法人命令第9条第3項第4号関係)

## 5. 安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

指定法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、情報管理責任者を置いたうえで安定供給確保支援業務を通じて知り得た情報を適切に管理し、秘密を確実に保持するものとする。

また、安定供給確保支援業務に関する秘密の保持については、指定の申請書に添付した支援法人命令第2条第2項第9号の書類に記載した措置を遵守することを業務規程に定めるものとする。(支援法人命令第9条第3項第1号関係)

## 6. 助成金の交付業務の支援の対象となる認定供給確保事業者に対する監査に関する

## 事項

指定法人は、2.(1)の業務の助成事業者に対し、認定供給確保計画で定める供給確保計画の実施期間並びに交付決定の内容及びこれに付した条件等に従っているか否かについて必要な監査を行うものとする。

また、必要な事項は、業務規程に定めるものとする。

## 7. その他必要な事項

指定法人は、安定供給確保支援業務で得られた情報について、安定供給確保支援業務の遂行の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

また、その旨を業務規程に定めるものとする。